

2025年4月30日

ご加入者様各位

※本ご案内は現在、所得補償保険へご加入されており、
特定疾病等対象外特約が付帯されている方へお送りしています。

歯科医院経営研究会（団体契約者）
株式会社ジャパンデンタル（引受代理店）
損害保険ジャパン株式会社（引受保険会社）

告知書改定に伴う「特定疾病等対象外特約」削除に関するご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、2024年7月1日保険始期のご契約から、損害保険ジャパン株式会社にて取り扱う「歯科医院経営研究会・総合歯科医休業補償制度（所得補償保険）」の健康告知書について引受条件変更の改定が行われました。

改定の内容	<p>2024年7月1日以降保険始期で、新規でご加入いただくご契約から「特定疾病等対象外特約」をセットした引受けを廃止します（※）。</p> <p>（※）現在「特定疾病等対象外特約」がセットされているご加入者さまは、継続後契約においても、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。ご継続手続き時に「改定後の告知書」で健康状態について改めて告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できる場合がございます。詳しくは裏面<イメージ図>をご覧ください。</p>
--------------	---

改定後告知書をご提出いただくうえでの注意点	<p>同封の告知書の【質問1】～【質問3】の回答が全て「いいえ」の場合、継続後契約の保険始期（2025年7月1日）から、「特定疾病等対象外特約」の削除が可能です（【質問4】は回答不要）。 告知書を返信用封筒にてご返送ください（2025年5月30日書類必着）。 保険始期を過ぎてから告知書をご提出頂いた場合は、「特定疾病等対象外特約」の削除はできかねますので、ご注意ください。</p> <p>① 現在「特定疾病等対象外特約」がセットされているご加入者さまで、「改定後の告知書」のご提出がないご加入者さまにつきましては引き続き、特定疾病等対象外特約を付帯したまま、ご継続ができます（イメージ図<パターン①>をご参照）。</p> <p>② 「特定疾病等対象外特約」を削除した場合に、該当の疾病に関して保険金をお支払いすることが可能となります（イメージ図<パターン②>をご参照）。 ※特定疾病等対象外特約の付帯有無にかかわらず、保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがありますことご了承ください。</p>
------------------------------	--

告知書のご提出にあたりご不明点等ございましたら、本書面裏面お問い合わせ先へお問い合わせください。
末筆ではございますが、ご加入者さまの今後益々のご繁栄を心より祈念申し上げます。 敬具

<対象のご契約>

種 目：所得補償保険

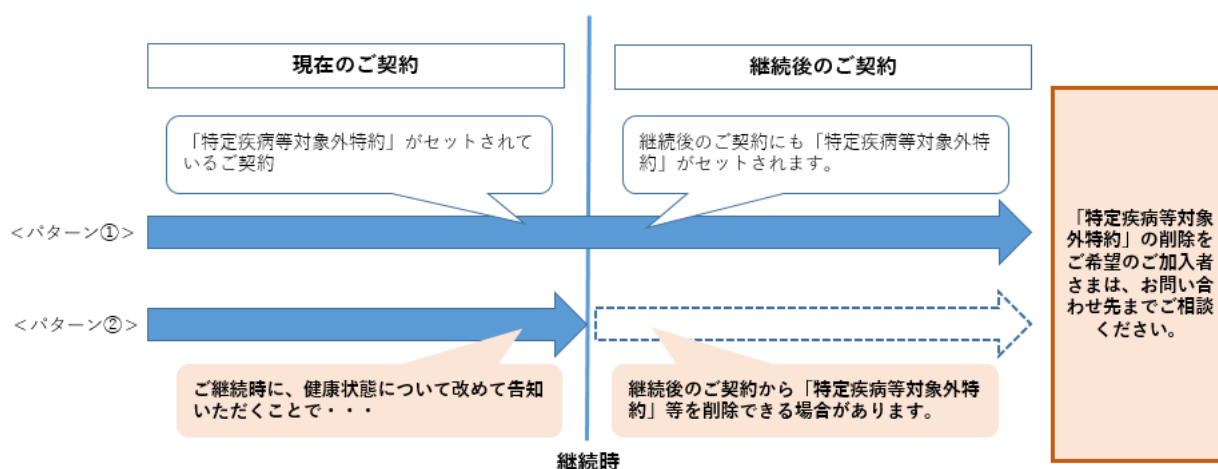
証券番号：912516N801

保険始期：2025年7月1日

(注) 現在のお引受条件は、加入者証等でご確認ください。

<「特定疾病等対象外特約」がセットされているご加入者さまのイメージ図>

例えば、現在、A群（胃・腸の疾病）を補償対象外とする疾病としてご加入いただいている方は、胃・腸の疾病を発病した場合は保険金をお支払いすることはできません。ご継続手続き時に「改定後の告知書」で健康状態について改めて告知いただくことで、継続後契約の保険始期から、「特定疾病等対象外特約」を削除し胃・腸の疾病を補償できる場合があります。



(注) 「特定疾病等対象外特約」は保険期間の途中での削除はできません。また、告知日時点における告知内容によりお引受け条件を決定するため「特定疾病等対象外特約」を削除できない場合もございます。

■お問い合わせ先

●取扱店	[総合歯科医休業補償制度] の次年度継続のご案内右上部に記載の取扱店までご連絡ください。 (受付時間：平日の午前9時30分から午後5時30分まで)
●保険契約者	歯科医院経営研究会 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-13-8 TEL：03-3348-9687 (受付時間：平日の午前9時30分から午後5時30分まで)
●取扱代理店	株式会社ジャパンデンタル 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-13-8 TEL：03-3344-5331 (受付時間：平日の午前9時30分から午後5時30分まで)
●引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社 南東京支店 法人支社 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL：03-3349-5321 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)